

連載 著作権と情報システム

第 60 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案(23)

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案(23)

「レーヒ・スミス米国特許法」におけるグレースピリオド制と先使用の拡大【8】

このように、273 条は先使用の抗弁は拡大したが、無制限に認めている訳ではない。商業的先使用を米国内で行われているときに限っている。また、有効出願日または有効な公衆開示日から 1 年前に商業的先使用を求めている。

一方、日本の特許法 79 条「特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。」として、日本国内に限定し、時間的制限はない。

このように考えると、先発表主義を採っている米国の方が有効出願日から 1 年というグレースピリオド (1 年) に則って、より厳格に先使用、すなわち他人の出願や研究発表とは無関係の先使用を認めているということもできる。このことから、米国は大学の研究発表による公開による権利とトレードシークレット (機密情報) を重視する傾向があると言える。

引用・参照文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス, トーマス・V. ウイルソン, ディーヴィッド・I. ウァイゲル, ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年